

○公開見積合せの手続き

平成22年3月31日

総務課長決裁

直近改正 令和7年3月13日

1 公開見積合せの執行について

公開見積合せは、入札・見積執行及び契約締結時に必要事項を記載し、各分任用品企業出納員から送付された購入要求書(札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準(平成29年4月17日総務課長決裁)別記物品一第4-1号及び第4-2号又は物品一第5号様式)又は施行伺(同基準別記役務一第2号様式)を添付して札幌市水道局事務専決規程(昭和42年1月1日水道局規程第2号)に基づく契約の締結に関する専決事項として規定されている者(以下「契約締結専決権者」という。)の決裁を受けた上で、次に定めるところにより行うものとする。

2 公開見積合せへの参加者について

(1) 公開見積合せに参加できる者(以下「参加者」という。)は、札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領(平成14年9月26日管理者決裁。以下「審査要領」という。)第8条第1項の規定に基づく名簿(物品・役務)の「製造業」「卸小売業」「一般サービス業」又は「建設関連サービス業」に登録された者とし、対象案件ごとに都度設定することとする。

(2) 契約の性質又は目的により、契約締結専決権者が別に定めるところにより、次の事項に参加資格とすることができる。

ア 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく事務所の所在地

イ 審査要領第7条の規定による等級

ウ 審査要領第8条第1項の規定による取扱業種

エ その他契約締結専決権者が特に必要と認めたもの

(3) 前2号の規定にかかわらず、次に掲げる者は公開見積合せに参加することができないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等の経営状態が著しく不健全な者

ウ 札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月8日管理者決裁。以下「措置要領」という。)に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者

(4) 事業協同組合等の構成員が構成員単独で公開見積合せの参加を希望している場合は、当該構成員が属する事業協同組合等は同一案件に参加できないものとする。

3 仕様書等の公開について

(1) 公開見積合せを行う場合は、仕様書等を札幌市水道局入札情報サービス(PPI)に掲載するものとする。

公開方法		札幌市水道局入札情報サービス (PPI)
公開期間・時間	物品購入等 (製造請負、借 受け、修繕含 む)、不用物品の 売払い	原則として、見積書提出期限は毎週木曜日（ただし、当該木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）である場合を除く）の16時00分とし、それに係る公開開始日時は2営業日前の10時00分（不用物品の売払いにあつては、7営業日前の10時00分）とする。
	役 務	原則として、見積書提出期限は毎週火曜日（ただし、当該火曜日が国民の祝日である場合を除く）の17時00分とし、それに係る公開開始日時は6営業日前の10時00分までに行うものとする。

※備考 この定めにより難しいときは、その都度、契約締結専決権者が定める。

- (2) 前号にかかわらず、年末年始及び国民の祝日が2日以上ある週については、公開見積合せを行わないものとする。また、総務課長が別途定める週は、公開見積合せを行わないことができる。
- (3) 公開期間中、次のいずれかに該当したものは、当該仕様書等の公開を取りやめ、公開見積合せを中止することができる。この場合、その旨を札幌市水道局入札情報サービス (PPI) のお知らせ欄へ掲載するものとする。
 - ア 仕様書等の内容に不備があったもの
 - イ その他契約締結専決権者が競争性又は公平性に欠けると判断したもの

4 見積書の提出について

参加者は、物品購入等及び不用物品の売払いにあつては電子入札システムを利用し、役務にあつては持参又は送付により、前項第1号に定める公開期間中に見積書を提出するものとする。ただし、契約締結専決権者が認めた場合はこの限りでない。

5 見積書の開披について

- (1) 前項の規定により提出された見積書は、原則として、物品購入等及び不用物品の売払いにあつては第3項第1号に定める公開期間最終日の16時以降に電子入札システム、役務にあつては同号に定める公開期間最終日の翌日（ただし、当該日が国民の祝日である場合は翌営業日）の9時30分以降に持参又は送付された見積書を開披し、契約予定者（予定価格の制限の範囲内で見積した者のうち、最低又は最高の価格を提示した者。以下、同様とする。）を決定するものとする。
- (2) 見積の無効及び契約予定者の決定については、競争入札の例による。なお、契約予定者の決定に当たっては、契約の性質又は目的により、次の書類提出を条件とすることができる。
 - ア 物品要求課において確認した同等・規格確認書
 - イ 製造者等が発行する物品若しくは素材に係る出荷引受書又は品質保証書
 - ウ 契約の履行に必要な許可、承諾又は届出書の写し
 - エ 製造の請負の場合で、契約の履行に必要な設備機器を保有している又は使用できることを

証する書類

オ 提出する見積書に係る品目のメーカーや規格、数量を示す内訳書

カ その他契約締結専決権者が認めたもの

- (3) 予定価格の制限の範囲内での見積がないときは、競争入札の例により、2回を限度に再度の見積合せを行い、契約予定者を決定するものとする。
- (4) 前号により再度の見積合せを行った結果、予定価格の制限の範囲内での見積がないときは、競争入札の例による価格交渉をもって、契約予定者を決定することができる。
- (5) 前4号による契約予定者が、次に掲げる事由により契約の相手方として不適当であると認められたときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者としてすることができる。

ア 経営状況が著しく不健全であるとき

イ 措置要領に基づく参加停止の措置を受けたとき

ウ その他契約を締結し難い重大な事由があるとき

6 契約の締結について

- (1) 契約の相手方の決定にあたっては、第5項第2号に規定する書類提出を条件とすることができる。なお、契約予定者が条件を満たさないときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者としてすることができる。
- (2) 前項により契約の相手方を決定したときは、速やかに発注書を交付するものとする。ただし、契約書等を取り交わすものは除く。

7 結果の公表について

前項により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該公開見積合せの執行結果を、物品購入等及び不用物品の売払いにあつては札幌市水道局入札情報サービス(PPI)、役務にあつては水道局ホームページに掲載するものとする。

附 則（令和6年5月21日）

この規定は、令和6年5月21日以降に仕様書等の公開を行うものから適用する。

附 則（令和7年3月13日）

この規定は、令和7年5月12日以降に仕様書等の公開を行うものから適用する。